２　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
銀行法施行規則第十七条の三第二項第一号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は特定業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）
［項を削る。］		
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（付随業務） **第五十八条**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。 一　［略］ 二　暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。）に係る取引 ［５～10　略］ （電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置） **第七十条の二**　農林中央金庫は、顧客との間で電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。	（付随業務） **第五十八条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ 一　［同上］ 二　暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。）に係る取引 ［５～10　同上］ ［条を加える。］

２　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
銀行法施行規則第十七条の三第二項第一号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同号に掲げる業務を除く。）
銀行法施行規則第三十四条の二の十四第二号ハ	及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等	、株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等
［同上］		